

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の改正等について

1 条例の改正目的

本条例では、平成 15 年の施行当初から、県内産業廃棄物の処理を廃棄物処理業者に委託した排出事業者が当該委託に係る産業廃棄物の処理状況の定期的な確認等を義務付けていたが、罰則規定が定められていなかったため、その実効性は低い状況であった。

このことから、当該規定の実効性を確保するため、処理状況の定期的な確認を適正にしていなかった排出事業者に対する措置強化を図ることとした。

2 改正までの主な経緯（環境審議会関係）

平成 29 年 10 月 20 日	知事から、愛知県環境審議会長への諮問
平成 29 年 10 月 23 日	愛知県環境審議会長から廃棄物部会長への付託
平成 29 年 10 月 31 日	廃棄物部会（第 1 回） ・ 条例見直しの検討、中間とりまとめ
平成 29 年 11 月 18 日 ～12 月 18 日	中間とりまとめについて県民意見の募集
平成 29 年 12 月 26 日	廃棄物部会（第 2 回） ・ 部会報告とりまとめ 廃棄物部会から愛知県環境審議会へ部会報告の提出
平成 29 年 12 月 28 日	愛知県環境審議会長から知事への答申
平成 30 年 1 月 22 日	愛知県環境審議会 ・ 条例で措置強化を必要とする理由、方向性を報告

3 条例の改正内容（平成 30 年 3 月 27 日公布、平成 30 年 10 月 1 日施行）

処理を委託した産業廃棄物の処理状況の（実地）確認を実施していない排出事業者に対する勧告・公表規定を追加した。

4 条例施行規則の改正内容（平成 30 年 7 月 31 日公布、平成 30 年 10 月 1 日施行）

（1）具体的な確認方法等

- ア 条例に規定している「定期的な確認」の頻度を年 1 回以上とする。
- イ 運搬又は処分に関する施設の状況、産業廃棄物の保管場所の状況を確認する。
- ウ 原則、排出事業者自らが実地に確認する。
- エ 以下の者に、代理人として実地確認をさせることができる。
 - （ア）排出事業者が財務諸表提出会社である場合における関係会社
 - （イ）同業種団体（法人格を有すること）
 - （ウ）産業廃棄物の運搬又は処分を適正に行うことができる知識及び技能を有すると認められる者として知事が定めるもの（受託者を除く）（⇒ガイドラインで規定）
- オ 確認した内容は、記録して 5 年間、事業所等に備え置き、保存する。

（2）実地確認を省略できる者

- ア 優良認定を受けた産業廃棄物処理業者
- イ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）

5 ガイドラインの策定（平成 30 年 10 月 1 日策定、同日付け公表）

（1）策定要旨

条例第 7 条に基づく実地確認を適切に実施してもらうため、具体的な解説や分かりやすいイメージ図、チェック表の作成例などを盛り込んだガイドラインを策定した。

（2）記載内容

- ア 委託前の確認
 - （ア）委託契約の 3 月前以内で実施することが望ましい。
 - （イ）契約期間に空白期間がなく契約が継続される場合には、委託前の確認は省略することができる。
 - （ウ）確認事項として、共通：6 項目、収運業者：9 項目、処分業者：9 項目を列記
- イ 委託中の確認
 - （ア）契約期間が 1 年未満の場合、実施確認を行う義務はないが、排出事業者責任を全うするために、実施するのが望ましい。
 - （イ）建設工事において、複数の現場から排出する廃棄物処理を 1 年以上にわたり委託する場合、1 か所の現場からの排出が 1 年未満であっても、年 1 回以上の確認が必要となる。
 - （ウ）確認事項として、共通：6 項目、収運業者：9 項目、処分業者：9 項目を列記
- ウ 実地確認の省略

排出事業者は 4（2）に記載の者について実地確認を省略できるが、その場合であっても、ホームページ等で公表している処理の状況等を間接的に確認する必要があり、確認自体を不要とするものではない。
- エ 代理人による確認
 - （ア）関係会社とは、いわゆるグループ会社を想定している。
 - （イ）同業種団体とは、組合、協会、連合会などを想定している。
 - （ウ）「知事が定めるもの」を、本ガイドラインで以下のとおり規定している。
 - ・ 産業廃棄物の調査、分析等を行っている企業、公益法人
 - ・ 産業廃棄物の知識、技能を持つ者（技術管理者、特管産廃管理責任者、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの講習会修了者）であって、産業廃棄物処理業者を除く者
- オ 確認の記録
 - （ア）参考資料として、確認時のチェック表の作成例を添付。
 - （イ）確認記録が保存されていない場合は、勧告の対象となりうる。
- カ その他

勧告規定、公表規定、不適正処理にかかる届出についての解説を記載した。